

第 6 章 成年後見制度利用促進基本計画



1 策定の趣旨と背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他精神上的の障がいなどによって判断能力が十分ではない人の、身上保護（介護・福祉サービスの利用や施設入所、入院に伴う契約締結等）や財産管理（不動産や預貯金等の管理や相続手続き等）といった法律行為を代わって行う成年後見人、保佐人、補助人を選任し、権利や財産を守るための制度です。

本市においては、平成 21 年に下野市成年後見制度利用支援事業実施要綱を整備し、成年後見制度の利用促進に取り組んできました。

今後一層の高齢化に伴う認知症の方の増加や、精神障がい者の増加、また障がい者等の介助者の高齢化に伴う親なき後の問題等への対応の必要性が見込まれる中で、成年後見制度に関する取組が重要になることを踏まえ、本計画は市民・関係団体・行政等の連携により権利擁護支援に取り組み、判断能力が十分ではない人を含むすべての市民が安心して暮らせる地域を目指して策定するものです。

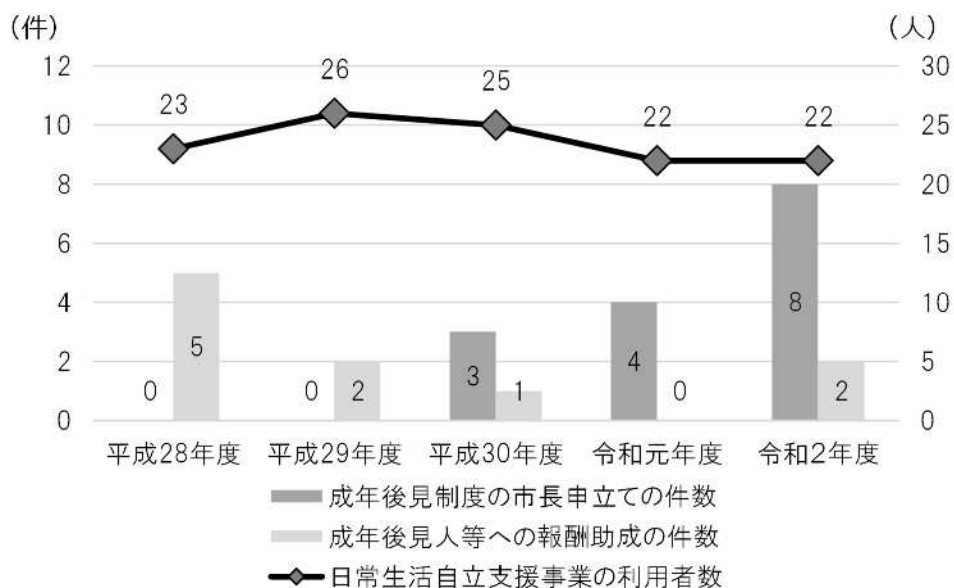
2 成年後見制度を取り巻く現状

（1）権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移

成年後見制度の市長申立て^(※)の件数についてみると、平成 30 年度以降増加傾向にあり、令和 2 年度で 8 件となっています。

また、判断能力が十分でない方を対象に、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助等を行う「日常生活自立支援事業（あすてらす：87 ページ参照）」の利用者数については横ばい傾向にあり、令和 2 年度で 22 人となっています。

◆権利擁護に関する事業・制度等の利用状況の推移



資料：高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

※ 成年後見制度の市長申立て

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や家族がともに申立てを行うことが難しい場合などで、特に必要があるときは市町村長が申立てを行うことができる。

(2) アンケート調査等からみる市民意識の現状

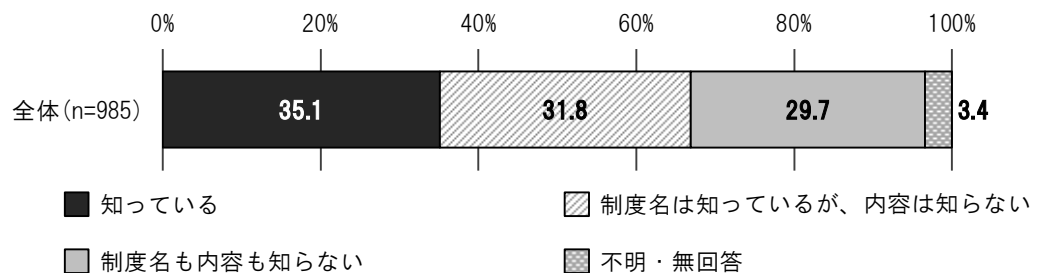
調査の概要

本調査は、市内在住の18歳以上の市民2,000人の方を対象に実施しました。
詳細は15ページに掲載しています。

調査結果の概要

【成年後見制度の認知度】

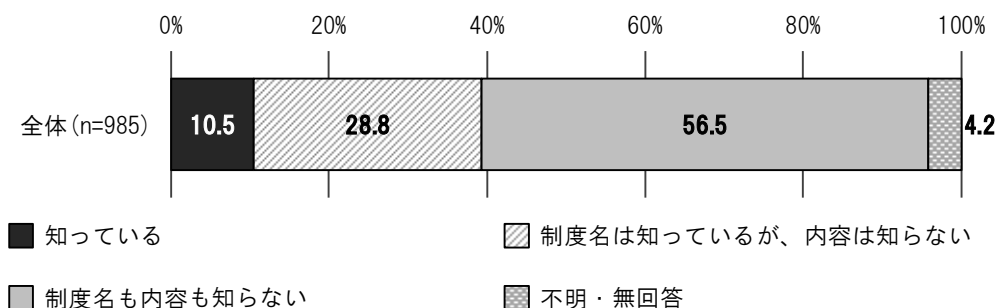
成年後見制度の認知度についてみると、全体では「知っている」が35.1%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が31.8%、「制度名も内容も知らない」が29.7%となっています。



※ 図表中の「n (number of case)」とは、その設問の回答者数を表しています。(以降同様)

【日常生活自立支援事業（あすてらす）の認知度】

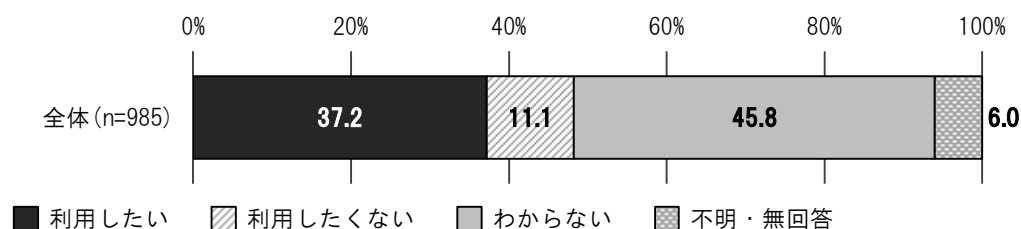
日常生活自立支援事業（あすてらす）の認知度についてみると、全体では「制度名も内容も知らない」が56.5%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が28.8%、「知っている」が10.5%となっています。



【成年後見制度の利用意向】

将来的な成年後見制度の利用意向についてみると、全体では「わからない」が45.8%と最も高くなっています。

「利用したい」が37.2%と、「利用したくない」の11.1%を上回っています。



【誰に後見人になってほしいか】

後見人になって支援してほしい人についてみると、「配偶者や子どもなどの親族」が85.2%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が32.0%、「社会福祉協議会などの団体」が12.8%となっています。

年代別にみると、いずれの年代も「配偶者や子どもなどの親族」が8割を超えて最も高くなっています。また、<30歳代>で「弁護士や司法書士などの専門職」が45.5%と、他の年代に比べて高くなっています。

成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。 ※全体で1%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=366)
	10・20歳代 (n=74)	30歳代 (n=66)	40歳代 (n=64)	50歳代 (n=53)	60歳代 (n=62)	70歳代以上 (n=43)	
配偶者や子どもなどの親族	89.2%	87.9%	81.3%	86.8%	83.9%	81.4%	85.2%
弁護士や司法書士などの専門職	27.0%	45.5%	28.1%	35.8%	30.6%	23.3%	32.0%
社会福祉協議会などの団体	16.2%	12.1%	12.5%	9.4%	14.5%	11.6%	12.8%
市民後見人	0.0%	1.5%	1.6%	0.0%	3.2%	0.0%	1.1%
わからない	5.4%	3.0%	6.3%	3.8%	3.2%	4.7%	4.6%

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

【制度を「利用したくない」「わからない」と答えた理由】

成年後見制度を「利用したくない」「利用したいかわからない」と答えた理由についてみると、「制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい」が47.3%と最も高く、次いで「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%、「他人に財産管理を任せることに抵抗がある」が33.6%となっています。

年代別にみると、<30歳代×40歳代×50歳代>で「制度の内容や利用方法がよくわからない」が5割前後と高くなっています。

成年後見制度を「利用したくない」あるいは「わからない」と答えた理由は何ですか。 ※全体で5%未満の「その他」「不明・無回答」は省略	年代						全体 (n=560)
	10・20歳代 (n=111)	30歳代 (n=81)	40歳代 (n=84)	50歳代 (n=86)	60歳代 (n=88)	70歳代以上 (n=100)	
制度を利用せずに配偶者や子どもなどの親族に任せたい	34.2%	40.7%	41.7%	41.9%	58.0%	66.0%	47.3%
制度の内容や利用方法がよくわからない	39.6%	45.7%	53.6%	46.5%	31.8%	31.0%	40.9%
他人に財産管理を任せることに抵抗がある	33.3%	44.4%	26.2%	40.7%	26.1%	31.0%	33.6%
制度を利用する際の手続きが複雑そうである	18.0%	21.0%	25.0%	26.7%	17.0%	24.0%	21.8%
利用するための費用（経済的負担）がかかる	9.9%	19.8%	14.3%	25.6%	17.0%	19.0%	17.1%
特に理由はない	18.0%	14.8%	7.1%	8.1%	3.4%	3.0%	9.3%

- 団体ヒアリングや住民懇談会においても、成年後見制度利用促進が今後の重要な取組の一つとして挙げられる

団体ヒアリングにおいては、アンケート調査票での調査において、下野市の保健福祉施策を充実していくために重要と考える取組の中で「成年後見制度などの権利擁護にかかる取組を推進する」の割合は12.5%となっています。一方で、対象を障がい福祉に関する団体に限ると40.0%となっています。

また、住民懇談会では、地域交流の中で成年後見制度に関する周知に取り組んでいるという報告や、成年後見制度利用促進に関する啓発活動を充実させるべきだという意見が挙げられました。

（3）現状からみえる課題

- 成年後見制度について、制度名の認知度は6割台となっている一方で、内容まで知っている割合は3割台となっています。また、成年後見制度を利用しない・わからないとした理由について「制度の内容や利用方法がよくわからない」が40.9%と2番目に高くなっています。これらを踏まえて、今後より一層の成年後見制度利用促進に向けて事業内容の啓発が求められています。
- 団体ヒアリングでは、障がい者福祉分野で活動する団体においては成年後見制度利用促進が重要であるという回答の割合が高かった一方、全体では高くなかったことから、障がい者のみならず高齢者やその介護者に対する情報提供を充実する必要があると考えられます。

3 基本目標

(1) 適切な成年後見制度利用につながる地域づくり

成年後見制度に関する周知・啓発や、見守り活動等の推進を通して、権利擁護支援の必要な人を発見・支援できる地域づくりを推進します。

(2) 制度利用によって権利を守る体制づくり

成年後見制度等の利用によって、本人の権利を守ることができるよう、早期段階での相談・対応に向けた体制構築や、本人の意思を尊重した支援を推進します。

(3) 関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり

関係機関が連携して相談や支援の必要な人の発見から適切な制度の利用へとつなげるネットワークの構築に向けて、中核機関の整備等に取り組めます。

◆体系図

成年後見制度利用促進基本計画				
基本目標		具体的取組		ページ
1	適切な成年後見制度利用につながる地域づくり	①	権利擁護支援の必要な人の発見・支援	94
2	制度利用によって権利を守る体制づくり	②	早期対応に向けた相談・対応体制の構築と質の向上	95
3	関係機関が連携して権利擁護に取り組む仕組みづくり	③	地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進	95

4 取組の内容

成果指標

成年後見制度の認知度
(内容も知っている割合)

現状値 (R3) 目標値 (R8)
35.1% ⇒ 45.0%

成年後見制度を利用したい割合

現状値 (R3) 目標値 (R8)
37.2% ⇒ 45.0%

具体的取組

① 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

- 多様な主体の連携により、地域での見守りをはじめとした活動を実施することで、権利擁護支援の必要な人を発見し、相談窓口等につなげられる地域づくりを推進します。
- 市民が必要なときに成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度に関する啓発活動を推進します。

主な事業と取組指標

成年後見制度なんでも相談会

(高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 地域包括支援センターや障がい児者相談支援センター、社会福祉協議会に配置されている社会福祉士等が、成年後見制度に関する相談を引き受けます。

指 標 : 成年後見制度なんでも相談会の相談件数

現状値 (R3) 目標値 (R8)

年9件 ⇒ 年14件

② 早期対応に向けた相談・対応体制の構築と質の向上

- 権利擁護支援の必要な人を、適切な支援機関による早期の対応・支援につなぐ仕組みづくりを推進します。
- 成年後見制度利用に関する相談窓口において、意思決定支援も重視し、本人らしい生活を守るための制度利用がなされるよう支援します。

主な事業と取組指標

各種相談窓口による申立て支援

(高齢福祉課・社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 判断能力の低下した身寄りのない方等への市長による申立ての手続きや、低所得者等を対象とした成年後見人等への報酬助成を行います。
- ・ 申立ての手続きに不安がある親族等に対して、申立てに向けた支援を行います。

指 標 : 市長による成年後見等の審判の申立て件数 (5か年累計)

現状値 (H29~R3) 目標値 (R4~R8)

15 件 ⇒ 18 件

③ 地域連携ネットワークによる成年後見制度利用促進

- 地域の社会資源をネットワーク化し、相談や支援の必要な人の発見から適切な制度の利用へとつなげる仕組みである「地域連携ネットワーク」の構築に向けて、関係機関をコーディネートする役割を担う中核機関としての機能を市社会福祉協議会内に整備し、広報機能・相談機能の充実や、利用促進、日常生活自立支援事業(あすてらす)等の権利擁護事業と成年後見制度の連携を通じたスムーズな利用移行等を図ります。
- 法人後見の利用体制強化や市民後見人の育成など、親族等による支援を受けられない方が成年後見制度を利用できる体制の充実を図ります。

主な事業と取組指標

関係機関の連携・協力に向けた協議会の設置及び開催

(社会福祉課・社会福祉協議会)

- ・ 成年後見制度の利用が必要な方が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向けて協議会を設置します。
- ・ 増加が見込まれる成年後見制度利用に備え、法人後見の利用体制強化に努めます。

指 標 : 地域連携ネットワーク構築に向けた協議会の開催回数

現状値 (R3) 目標値 (R8)

未設置 ⇒ 年2回

〇〇 成年後見制度を利用する流れ 〇〇

成年後見制度は、大きく分けると「任意後見制度」と「法定後見制度」の二つがあります。
 なお、任意後見と法定後見の開始までの流れは次の通りです。



(出典：栃木県地域福祉支援計画)